

社会復帰促進等事業に関する平成30年度評価の令和2年度概算要求への反映状況

資料3

【C評価の事業で、増額要求を行っているもの】

※下線部は評価原因及び改善点、枠囲いは令和2年度要求の内容を示す。

(単位:千円)

令和元年度 PDCA 評価番号	30年度 PDCA 評価番号	30年度 評価	事業名	令和元年度事業概要	令和2年度概算要求への反映状況	令和元年度 予算額 (①)	令和2年度 要求額 (②)
13	16	C	長期家族介護者に対する 援護経費	要介護状態にある重度被災労働者が業務外の事由により死亡した場合に長期にわたり介護に当たってきた遺族に対して、遺族の生活の激変を緩和し自立した生活への援助を行う観点から生活転換援護金(一時金100万円)を支給する。	<p>本事業については、重度被災労働者を長期間介護していた遺族にとって、その生活の激変を緩和し、自立した生活への援助を行うことが肝要であり、引き続き実施することとした。</p> <p>平成30年度は、申請から支給決定までに要する期間が1か月を超える場合について、申請者に遅れる旨の連絡を行わなかったものが2件あった結果、C評価となったことから、今後、改めて各都道府県労働局、労働基準監督署に周知するとともに、当該制度の目的をより実現するため、事業の運営方法等を検討し、必要な見直しを図ることとした。</p> <p>令和2年度予算については、事業の運営方法等の検討の結果、支給要件見直しによる支給対象者の拡大を予定していることから、増額要求を行うこととした。</p>	34,000	46,000

【B評価の事業で、増額要求を行っているもの】

※下線部は評価原因及び改善点、枠囲いは令和2年度要求の内容を示す。

(単位:千円)

令和元年度 PDCA 評価番号	30年度 PDCA 評価番号	30年度 評価	事業名	令和元年度事業概要	令和2年度概算要求への反映状況	令和元年度 予算額 (①)	令和2年度 要求額 (②)
7	9	B	労災疾病臨床研究事業費 補助金事業	認定基準が確立されていない疾病や鑑別・判断が困難な疾病に係る診断方法及び診断技術に係る臨床研究、放射線業務従事者の健康影響に係る疫学研究、過労死防止対策推進法に基づく調査研究などについて、広く研究者を募り、当該研究事業を補助することにより、新しい知見を見だし、診断等における技術水準の向上を図る。	<p>平成30年度においては、<u>研究課題の公募時期が繁忙期となりやすい年度末、年度初めで応募がしづらい状況があったため、公募課題1件当たりの平均応募数が目標を下回り、B評価となった。</u></p> <p>令和元年度は、前年がアウトカム指標を達成していることから、研究内容については想定する成果が得られていると思料するため、アウトプット指標の達成のために<u>公募スケジュールの前倒し等の見直しを行った上で、令和2年度概算要求においては、令和元年度と同額程度の要求を行った。</u></p>	1,111,605	1,114,310
44	55	B	産業医学振興経費	過重労働による過労死・過労自殺が深刻化しており、法令に基づき事業場において労働者の健康確保を担う「企業のホームドクター」である産業医の活動が強く求められている。そのため、メンタルヘルス等高度な専門性を持った産業医の育成が急務であり、産業医の養成、産業医学の水準向上に専門に取り組んでいる産業医科大学への助成や、産業医の資質向上研修に対して助成する。	<p>平成30年度においては、<u>医師国家試験に合格できないレベルの学生を複数卒業させたこと、成績下位者に対する学習指導が十分な効果を上げることができなかったことから、医師国家試験の合格率が目標を下回りB評価となった。</u></p> <p>令和元年度は、医師国家試験の出題傾向、合格基準の丁寧な分析に基づく学習指導を実施するとともに、各年次の進級判定基準等を見直すほか、成績下位者に対する取組を強化している。</p> <p>令和2年度概算要求は、アウトプット目標が未達成となった医師国家試験合格率の改善及び将来的にも安定して高水準の合格率が維持されることを目指し、新たに学生の修学・成績等を分野横断的に情報収集、分析等を行う組織を確立するために必要な予算を盛り込むこととした。</p> <p>なお、産業医養成施設整備計画により、要求額全体としては増額となったものの、産業医学修学資金及び既定人件費は減額要求した。</p>	5,674,349	6,295,338

【B評価の事業で、増額要求を行っているもの】

※下線部は評価原因及び改善点、枠囲いは令和2年度要求の内容を示す。

(単位:千円)

令和元年度 PDCA 評価番号	30年度 PDCA 評価番号	30年度 評価	事業名	令和元年度事業概要	令和2年度概算要求への反映状況	令和元年度 予算額 (①)	令和2年度 要求額 (②)
47	64-1	B	過重労働の解消及び仕事と生活の調和の実現に向けた働き方・休み方の見直し	「働き方改革」に取り組む中小企業事業主等への支援事業を実施するとともに、労働時間等設定改善法に基づき、企業等に対する支援事業を実施し、労使の自主的取組を促進することにより、長時間労働の抑制、年次有給休暇の取得促進等、労働時間等の設定の改善に向けた取組を推進する。	<p>平成30年度においては、<u>時間外労働等改善助成金の支給決定件数がアウトプット指標で定めた件数に及ばなかったことから、B評価となった。</u></p> <p>令和元年度においては、平成29年度の支給実績等を踏まえ助成金の各コースの要件改正等を行い、加えて「働き方改革推進支援センター」等で、助成金の活用に向けた周知を行っているところである。</p> <p>令和2年度概算要求においては、令和2年4月に中小企業に時間外労働の上限規制が適用されるものの、突発的な業務増加に伴い、新たに時間外労働が増加する場合や、中小企業における割増賃金率の猶予措置廃止(令和5年)、時間外労働の上限規制の適用猶予業種(令和6年)への施行に向けて中小企業が対応するためには、生産性を高め、業務の効率化等による労働時間の短縮を行うとともに、生産性向上の成果を、労働者の賃金改善につなげるために、きめ細やかな相談支援等を行う必要がある。このため、</p> <p>(1)「働き方改革推進支援センターにおいて、引き続き、商工団体と連携を図りながら、個別事業場へのきめ細やかな支援を行うべく、中小企業の求めに応じ、<u>専門家が都道府県域を超えて企業に訪問し、コンサルティングを実施(アウトリーチ型支援)するとともに、専門家自らが直接企業を訪問し課題に対応する伴走型支援の実施(プッシュ型支援)等の実施</u></p> <p>(2)「時間外労働等改善助成金」について、「働き方改革推進支援助成金(仮称)」に改称するとともに、「<u>労働時間短縮・年休促進支援コース</u>」を新設し、<u>労働時間の設定改善に向けて、中小企業における割増賃金率の猶予措置廃止や、年次有給休暇の取得促進に向けた環境整備等を行う事業主に対する支援の実施</u></p> <p>を行うため、全体として増額要求を行った。</p> <p>なお、時間外労働上限設定コース及び職場意識改善コースは、今年度限りで廃止とする。</p> <p>また、働き方・休み方改善ポータルサイト上の企業診断及び社員診断の診断結果件数(29,768件)については、アウトプット指標(31,000件)を達成できなかったが、これに対しては、アウトプット指標を見直すとともに診断指標改修後、集中的な周知を行い、その実施率の向上を図ることとし、リーフレットの発送費を80万円弱増額要求した。</p>	11,346,948	13,173,322

【B評価の事業で、同額、減額要求を行っているもの】

※下線部は評価原因及び改善点、枠囲いは令和2年度要求の内容を示す。

(単位:千円)

令和元年度 PDCA 評価番号	30年度 PDCA 評価番号	30年度 評価	事業名	令和元年度事業概要	令和2年度概算要求への反映状況	令和元年度 予算額 (①)	令和2年度 要求額 (②)
14	統合	—	労災特別介護施設運営費・設置経費			2,475,719	2,300,379
(14に統 合)	17	A	(労災特別介護施設設置 費)	在宅で介護を受けることが困難な労災重度被災労働者に対して、その傷病・障害の特性に応じた専門的施設介護サービスを提供するための労災特別介護施設の整備・修繕を行う。	緊急を要する修繕等を優先しており、年度ごとに必要な修繕は異なるが、令和2年度概算要求にあたっては、令和元年度と同水準の要求を行った。	550,527	553,808
	18	B	(労災特別介護援護経費)	在宅で介護を受けることが困難な労災重度被災労働者に対して、その傷病・障害の特性に応じた専門的施設介護サービスを提供する労災特別介護施設の運営を行う。	<p>平成30年度については、入居促進の取組の効果により近年増加傾向である新規入居者数が全8施設で61名となり、死亡や長期入院による退去者数57名を上回ったが、各月末の入居者数の平均で計算することとしている年平均入居者数は平成29年度より低下し、86.2%となり、アウトプット指標が未達成のためB評価となった。</p> <p>令和元年度は、一定の効果があがっている施設の入居希望者に対する個別訪問などの従来からの入居促進の取組に加えて、更なる入居促進に係るアプローチとして、障害等級が高い労災年金受給者に施設の案内を送付する頻度を増加させることや60歳未満の対象者についても丁寧に入居促進を行うこと、短期滞在型サービスについても積極的に周知・利用促進を図り、施設入居率向上の一助とすること等を検討し、改善を図っていく。</p> <p>令和2年度は、入居率が90%未満の4施設のうち、入居者が特に少ない2施設について、入居者数の実態に応じた看護職員及び介護職員の配置となるよう、減額要求を行った。</p>	1,925,192	1,746,571
19	23	B	安全衛生に関する優良企業を評価・公表する制度の推進	企業等からの申請に基づき、安全衛生水準の高い企業等を客観的な指標で評価・認定し、公表すること等により、企業の安全衛生へのより積極的な取組を促進するとともに、安心して就職し、働ける良好な労働環境が確保されている企業等の情報を求職者等に共有する。	<p>平成30年度については、学生等の若者への制度の周知を図るため、事例発表会を合同就職説明会の近隣の会場で開催したところ、参加者が前年比で増加したが(51名⇒275人)、一部会場では合同就職説明会との同日開催が行えなかったため参加者数が目標に達せず、B評価となった。</p> <p>令和元年度は、学生等の若者の参加がより多く得られるようウェブ広告を活用するなど、事例発表会の周知を重点的に行う。</p> <p>令和2年度概算要求では、事例発表会等の制度の周知に係る事業を今年度限りで廃止し、労働局における申請企業の認定評価等に係る事業に限って減額要求を行うこととした。</p>	37,071	20,327

【B評価の事業で、同額、減額要求を行っているもの】

※下線部は評価原因及び改善点、枠囲いは令和2年度要求の内容を示す。

(単位:千円)

令和元年度 PDCA 評価番号	30年度 PDCA 評価番号	30年度 評価	事業名	令和元年度事業概要	令和2年度概算要求への反映状況	令和元年度 予算額 (①)	令和2年度 要求額 (②)
23	28	B	職場における受動喫煙対策事業	令和2年4月に改正健康増進法が完全施行され、受動喫煙対策が義務化されることを踏まえ、喫煙専用室の設置等に取り組む事業者を支援するため、全労働局に受動喫煙防止対策指導員を配置するとともに、助成金を全体的に充実させている。また、規制の内容や助成金等の支援制度について都道府県労働局を通じたリーフレットの配付や相談支援事業による説明会などを通じて、事業者に対して周知啓発を行っている。	<p>平成30年度については、<u>改正健康増進法における喫煙室等の基準の策定が遅れたことを受け、喫煙室等の設置を見送った業者が多かったため、デジタル粉じん計等の平均貸出件数及び補助金の平均利用件数に係るアウトプット指標が未達成のためB評価となった。</u></p> <p>令和元年度は、喫煙室等の基準が公表されたことを受け、令和2年4月の改正健康増進法完全施行に対応するため、事業者へ重点的な支援を行う。</p> <p>令和2年度概算要求においては、令和2年4月の改正健康増進法で義務付けられている措置を助成対象から外し、経過措置対象事業場における措置や、法令基準を上回る措置に限定するなど、<u>助成金による助成対象範囲を見直し、減額要求を行うこととした。</u></p>	3,117,719	1,066,551
34	43	B	林業従事労働者等における安全衛生対策の推進事業	林業における振動障害防止対策の充実を図るため、チェーンソー取扱作業指導員を設置し、林業の作業現場等を巡回し、直接、作業仕組改善事例、振動障害防止に係るガイドブック等を用いチェーンソー取扱作業指針の周知徹底、振動障害の防止に係る知識の普及、林業振動障害防止対策会議の構成員としての職務等を行うとともに、林業における労働災害の多くを占める伐木等作業について、安全対策に係る作業方法を整理し、マニュアルを作成し、同マニュアルを用いて事業場の安全担当者を対象とする講習会を実施する。	<p>平成30年度については、<u>チェーンソー取扱作業指導員の急用等により指導日程が調整できないことが重なり、目標の指導事業場数に達せずB評価となった。</u></p> <p>令和元年度は、目標の達成状況を踏まえつつ、引き続き講習会の実施やチェーンソー取扱作業指導員による指導等を着実に実施する。</p> <p>令和2年度概算要求においては、<u>農林水産業における休業4日以上振動障害について、例年0~2名(H30年:1名、H29年:0名、H28年:1名、H27年:2名)と減少していないことから、チェーンソー取扱作業指導員の設置に係る経費については同額要求とした。</u></p>	26,249	25,214
41	51	B	外国人技能実習機構に対する交付金	技能実習法に基づき外国人技能実習機構が監理団体・実習実施者に対して実地検査(安全衛生に関するもの)等を実施するための経費	<p>平成30年度は、<u>技能実習生に係る労働者死傷病報告に基づく実地検査件数について、年度当初に大きく報道された除染関係に対応する必要があり、計画通り実地検査を行えなかったことからB評価となった。</u></p> <p>令和元年度においては、外国人技能実習制度の適正な運用を図るため、監理団体・実習実施者に対する実地検査(安全衛生に関するもの)を実施する外国人技能実習機構の体制の強化を行っている。</p> <p>令和2年度概算要求においては、<u>執行実績等を踏まえ減額要求することとした。</u></p>	1,307,210	1,306,522

【A評価の事業】

(単位:千円)

令和元年度 PDCA 評価番号	30年度 PDCA 評価番号	30年度 評価	事業名	令和元年度事業概要	令和2年度概算要求への反映状況	令和元年度 予算額 (①)	令和2年度 要求額 (②)
1	1	A	外科後処置費	外科後処置により障害(補償)給付の原因である障害によって喪失した労働能力を回復し、又は醜状を軽減し得る見込みのある者等に対し、実施医療機関において手術その他の医療等の給付を行うもの。また、外科後処置のため通院に要する費用を支給するもの。	執行実績等を踏まえて所要額を精査の上、減額要求を行うこととした。	60,601	54,617
2	2	A	義肢等補装具支給経費	義肢等補装具業者との契約により義肢等補装具を注文、製作等した場合において、その費用を被災労働者本人又は委任された義肢等補装具業者に対し支給。また、義肢等補装具の採型等に要する旅費を支給するもの。	執行実績等を踏まえて所要額を精査の上、増額要求を行うこととした。	2,979,074	3,525,692
3	3	A	特殊疾病アフターケア実施費	症状固定後も後遺症状に動揺をきたしたり、後遺障害に付随する疾病を発症させるおそれのあるせき髄損傷、精神障害等の20傷病を対象として、医療機関での診察、保健指導、薬剤の支給及び検査等の必要な措置を行う。また、アフターケアのための通院に要する費用を支給する。	執行実績等を踏まえて所要額を精査の上、減額要求を行うこととした。	3,837,299	3,787,294
4	4	A	社会復帰特別対策援護経費	振動障害者等支給対象者に対し、就職準備金その他移転等に要する費用や、職場転換等を行った当該労働者の賃金助成、訓練、講習の費用等を支給する。	執行実績等を踏まえて所要額を精査の上、減額要求を行うこととした。	342,939	341,182
—	5	A	障害者職業能力開発校施設整備費	業務上負傷し、身体障害となった者の早期社会復帰を図るため、これらの者に対して職業に必要な技能・知識を習得させ、又は向上させるために、障害者職業能力開発校の訓練科及び施設の整備を行う。	耐用年数を超過して訓練生の安全に係るものやサポート期間終了に伴うPCの入替等、令和2年度において真にやむを得ないものに限って要求を行っている。なお、令和元年度予算において増額要因となっていた東京障害者職業能力開発校の旧校舎の解体工事等が今年度中に完了する予定のため、減額要求としている。	1,256,941	1,076,497
5	6	A	CO中毒患者に係る特別対策事業経費	「炭鉱災害による一酸化炭素中毒症に関する特別措置法」第11条に基づき、CO中毒患者の特性を十分に考慮した診療体制等の整備を行う。	これまでの執行実績を踏まえ、所要額を増額の上、概算要求を行うこととした。	480,570	498,674
6	7	—	独立行政法人労働者健康安全機構運営費	療養施設及び労働者の健康に関する業務を行う者に対して研修、情報の提供、相談その他の援助を行うための施設の設置及び運営を行うとともに、事業場における災害の予防に係る事項、労働者の健康の保持増進に係る事項及び職業性疾病の病因、診断、予防に係る事項に関して、臨床で得られた知見を活用しつつ、総合的な調査、研究及びその成果の普及を行う。		10,195,027	11,217,730
(6に統合)	7-1	A	(労災病院の運営)	全国に29有する労災病院で労災病院ネットワークを形成し、労災疾病等に関する予防から治療、リハビリテーション、職場復帰に至る一貫した高度・専門的医療の提供を行う。	※労災病院の運営、施設整備は、全て自前収入で賄っているため、予算要求は行っていない。	—	—

【A評価の事業】

(単位:千円)

令和元年度 PDCA 評価番号	30年度 PDCA 評価番号	30年度 評価	事業名	令和元年度事業概要	令和2年度概算要求への反映状況	令和元年度 予算額 (①)	令和2年度 要求額 (②)
(6に統合)	7-2	A	(医療リハビリテーションセンターの運営)	被災労働者であってリハビリテーションの対象である者、健康保険その他の社会保険の患者及び社会保障関係の患者に対する総合的な診療及びリハビリテーション、労働基準監督署長の委託を受け労働者の業務上の事由又は通勤による負傷又は疾病に係る認定検査、リハビリテーション医学の臨床的研究、身体機能のリハビリテーション工学的研究等リハビリテーション対象者の社会復帰に関する研究を行う。	労働者健康安全機構の運営費交付金については、算定ルールに基づき、各経費に事業年度ごとに定める効率化係数を乗じる等により要求額を積算している。	486,882	11,217,730の内数
	7-3	A	(総合せき損センターの運営)	労働災害等による外傷により脊椎、せき髄に重度の障害を被った労働者に対し、受傷直後から一貫したチーム医療を実施するとともに、高度かつ専門的な医療水準の治療及び医学的リハビリテーションを行い、早期の職場・自宅復帰を図るため、総合せき損センター(2箇所)を設置して運営を行う。また、せき髄損傷者等に関するリハビリテーション医学の臨床的研究、日常生活用具の開発研究等せき髄損傷者等の社会復帰に関する研究を行うほか、労働基準監督署長の委託を受け、労働者の業務上の事由又は通勤による負傷又は疾病に係る認定検査を行う。	労働者健康安全機構の運営費交付金については、算定ルールに基づき、各経費に事業年度ごとに定める効率化係数を乗じる等により要求額を積算している。	522,511	11,217,730の内数
	7-4	A	(産業殉職者慰霊事業)	業務災害又は通勤災害による殉職者の御霊を合祀するため、高尾みこも霊堂を設置・運営する。	労働者健康安全機構の運営費交付金については、算定ルールに基づき、各経費に事業年度ごとに定める効率化係数を乗じる等により要求額を積算している。	59,622	11,217,730の内数
	7-5	A	(治療就労両立支援センターの運営)	全国9箇所に治療就労両立支援センターを設置し、作業態様と疾病の発症との因果関係の情報収集及び調査研究、勤労者に対する健康相談及び指導(①作業関連疾患の発症の予防及び増悪の防止②傷病による休業等からの職場復帰③治療と就労の両立)に係る事例の収集・集積等を実施する。	労働者健康安全機構の運営費交付金については、算定ルールに基づき、各経費に事業年度ごとに定める効率化係数を乗じる等により要求額を積算している。	1,131,275	11,217,730の内数
	7-6	A	(労働安全衛生総合研究所の運営)	プレス、木材加工機械等による労働災害、建設業における足場の倒壊、墜落、土砂崩壊による労働災害、化学設備等における爆発火災災害、感電災害等を防止するための産業安全面の調査及び研究及び職業性疾病、メンタルヘルス、健康保持増進、有害物質を除去するための局所排気装置等に関する労働衛生面の調査及び研究を行う。	労働者健康安全機構の運営費交付金については、算定ルールに基づき、各経費に事業年度ごとに定める効率化係数を乗じる等により要求額を積算している。	1,966,213	11,217,730の内数
	7-7	A	(日本バイオアッセイ研究センターの運営)	化学物質による職業がんの防止を図るため、発がん性試験等を計画的に実施し、化学物質の有害性の有無を明らかにする。	労働者健康安全機構の運営費交付金については、算定ルールに基づき、各経費に事業年度ごとに定める効率化係数を乗じる等により要求額を積算している。	1,056,354	11,217,730の内数
(6に統合)	8	A	(独立行政法人労働者健康安全機構施設整備費)	療養施設(労災病院を除く)の整備等を行う。	中期目標に基づき、施設等の状況から、緊急性、必要性等を考慮し、施設整備及び機器整備を実施する各事業毎に整備計画を策定している。 令和2年度は、総合せき損センターにおける機器の老朽化による整備費の増等により、増額要求となっている。	2,608,954	2,794,130

【A評価の事業】

(単位:千円)

令和元年度 PDCA 評価番号	30年度 PDCA 評価番号	30年度 評価	事業名	令和元年度事業概要	令和2年度概算要求への反映状況	令和元年度 予算額 (①)	令和2年度 要求額 (②)
8	10	A	炭鉱災害による一酸化炭素中毒症に関する特別措置法に基づく介護料支給費	炭鉱災害による一酸化炭素中毒症に関し、一酸化炭素中毒症にかかった労働者に対して特別な援護措置として介護料の支給を行う。	執行実績等を踏まえ、所要額を精査の上、減額要求を行うこととした。	7,624	7,619
9	統合	—	労災就学等援護経費			2,739,252	2,655,536
(9に統合)	11	A	(労災就労保育援護経費)	労災年金受給者に対し当該家族の就労のため、未就学児を幼稚園、保育所等に預ける必要がある場合にその保育に要する経費の支給を行う。	執行実績等を踏まえ、所要額を精査の上、減額要求を行うこととした。	67,084	65,521
	12	A	(労災就学援護経費)	労災年金受給者及びその子弟で学校教育法第1条に規定する学校等に在学する場合であって学費の支弁が困難と認められる者に対して労災就学援護費の支給を行う。	執行実績等を踏まえ、所要額を精査の上、減額要求を行うこととした。	2,672,168	2,590,015
10	13	A	社会復帰促進等事務費 (旧社会復帰相談員等設置費)	社会復帰促進等事業を円滑かつ適正に実施するため各種検討会を実施する。	事業内容の整理・統合を行った結果、本事業は主に検討会開催経費(行政経費)のみとなり、単体での事業評価が困難となったことから、令和2年度要求に当たっては、アフターケア実施費等の各事業へ統合する等整理し、本事業については廃止することとした。	8,410	0
11	14	A	労災ケアサポート事業経費	在宅で介護、看護等が必要な労災重度被災労働者等に対して、労災疾病に関する専門的な知識を有する看護師等による訪問支援等を実施する。	引き続き、受託者からの状況把握及び必要な指導を行うことにより、適切な事業運営がなされるよう努める。 なお、本事業は平成28年度に「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律」(いわゆる市場化テスト)に基づく民間競争入札を実施して受託事業者を選定し、当該事業者と平成29年度から平成31年度までの3年契約を実施しており、本年度は当該契約の最終年度となるため、令和2年度からの調達については前回調達時と同水準の要求を行った。	456,805	490,883
12	15	A	休業補償特別援護経費	労働基準法第76条に基づき使用者が行う休業3日目までの休業補償について、事業場の廃止等、やむをえない事由で受けることができない被災者に対し、休業補償3日分相当額を支給する。	執行実績等を踏まえて所要額を精査の上、減額要求を行うこととした。	1,555	1,423
15	19	A	労災診療被災労働者援護事業補助事業費	労災指定医療機関において被災労働者への診療(国による被災労働者に対する現物給付)に要した費用が国から労災指定医療機関に支払われるまでの間の当該費用に相当する額について、(公財)労災保険情報センターが行っている当該医療機関への無利子貸付事業に対して補助を行う。	執行実績等を踏まえて所要額を精査の上、減額要求を行うこととした。	3,054,044	2,993,718
16	20	—	労災援護金等経費	労災保険制度に打切補償制度が存在した時期に打切補償費の支給を受けたために、労働者災害補償保険法の規定による保険給付を受けることができない被災労働者の援護を図るため、療養に要した費用、入院・通院費用、介護費用を支給する。	執行実績等を踏まえて所要額を精査の上、減額要求を行うこととした。	5,010	4,387

【A評価の事業】

(単位:千円)

令和元年度 PDCA 評価番号	30年度 PDCA 評価番号	30年度 評価	事業名	令和元年度事業概要	令和2年度概算要求への反映状況	令和元年度 予算額 (①)	令和2年度 要求額 (②)
17	統合	—	過労死等防止対策推進事業			256,587	278,697
(17に統合)	21	A	(過労死等援護事業実施経費)	「過労死等防止対策推進法」及び同法に基づき策定された「過労死等の防止のための活動を行う民間団体の支援を行うため、被災労働者の遺族の援護の観点から、過労死として認定された労働者の遺児等を対象とした交流会を外部委託により実施する。	成果目標を達成しているところであり、引き続き、成果目標を達成するため、同規模の予算で実施する。	12,945	12,922
	36	A	(過労死等防止対策推進経費)	「過労死等防止対策推進法」及び同法に基づき策定された「過労死等の防止のための対策に関する大綱」を踏まえ ①過労死等に関する調査研究 ②過労死等を防止することの重要性について国民の関心と理解を深めるための周知・啓発 ③国民の過労死等防止対策の重要性に対する関心と理解を深めるための「過労死等防止対策推進シンポジウム」を実施する。	成果目標を達成しているところであり、引き続き、成果目標を達成するため、同規模の予算で実施する。 ※ 令和2年度概算要求において前年度予算と比較して増えているのは、過労死等に関する調査研究について、一般会計に計上していた分を組み替えたことによる増である。	243,642	265,775
18	統合	—	安全衛生啓発指導等経費			1,557,271	1,363,858
(18に統合)	22	A	(労働安全衛生等事務費)	労働安全衛生行政を執行するにあたって必要となる事務補助等に要する経費である。	24-1「安全衛生啓発指導等経費」及び57「安全衛生施設整備費」に統合。	223,209	0
	24-1	A	(安全衛生啓発指導等経費)	事業者及び労働者の安全衛生意識の普及高揚を図るための表彰等の実施や災害防止活動を効果的に促進させるための指導、安全衛生教育等を行うとともに、効率的に指導を行うため、職員に対する研修の実施や被服等の整備を行う。	22「労働安全衛生等事務費」を統合したことによる要求増。	595,348	831,092
	24-2	A	(安全衛生啓発指導等経費 (技能講習修了証明書発行等一元管理事業))	「労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令」第24条但書に規定する指定機関として、登録教習機関の自主的な情報提供に基づき登録教習機関から技能講習修了者の帳簿を引き受け、これを管理し、労働安全衛生法規則第82条第3項及び第4項の規定に基づき、申請者に対し、技能講習を修了したことを証する書面の交付等を行う。	執行実績を踏まえ要求を減額した。	122,060	115,816
	24-3	A	(安全衛生啓発指導等経費 (職場の安全衛生情報の周知・意識啓蒙事業))	事業場が自主的に安全衛生対策に取り組めるよう災害統計や過去の災害やヒヤリハット事例、化学物質等の必要な情報を、「職場のあんぜんサイト」を通じて提供する。また、既に自主的な対応を進めている事業場の参画を得て、安全対策や活動の実例を業種や企業を超えて共有化することにより、事業場の安全意識を高める。	他事業で作成する外国人向け安全衛生教育用教材のアップロードのための経費のため要求増。	53,746	108,377

【A評価の事業】

(単位:千円)

令和元年度 PDCA 評価番号	30年度 PDCA 評価番号	30年度 評価	事業名	令和元年度事業概要	令和2年度概算要求への反映状況	令和元年度 予算額 (①)	令和2年度 要求額 (②)
(18に統 合)	45	A	(特別安全衛生指導等経費)	火災、爆発等の重大災害や科学的・技術的に解明が困難な災害等の原因を総合的に調査し同種災害を繰り返さないための防止対策の検討に活用するための調査を行う。	消費増税による要求増。	46,056	46,281
	57	—	(安全衛生施設整備費) 日本バイオアッセイ研究センターを除く	安全衛生教育に従事する指導員の養成等を行うために設置された大阪安全衛生教育センター等について修繕等を行う。	産業安全会館に係る取り壊し工事の終了による要求減。	516,852	262,292
20	25	A	安全衛生分野における国際化への的確な対応のための経費	ASEAN諸国及び日本、中国、韓国の政府機関によるネットワークである「ASEAN-OSHNET+3」や国際労働機関(IL O)の開催する国際会議、セミナー等に参加して、労働安全衛生分野における的確な国際化への対応を図る。	アウトカム指標を達成していることから、適切に事業の実施ができているものと思料し、アウトプット指標の目標達成に向け、計画的に事業を実施することとし、令和2年度予算については、令和元年度と同額程度の要求を行った。	8,076	8,108
21	統合	—	職業病予防対策の推進(東電福島第一原発)			572,028	621,793
(21に統 合)	26-1	A	(職業病予防対策の推進 (東電福島第一原発緊急 作業従事者の被ばく管理 対策等))	技術革新の進展に伴う新材料等の採用による新しい職業病の発生等に対処するための総合的な委員会を開催し、適正な職業病予防対策の推進を図る。 東電福島第一原発緊急作業従事者の被ばく管理徹底のため、第一原発の作業届について、被ばく防護措置が適切であるか確認するとともに、立ち入り調査等適切な指導等を実施する。 緊急作業従事者の作業内容、被ばく線量等に関するデータベースの運用を行うとともに、緊急作業に従事した者の健康相談及び保健指導を実施する。また、一定の被ばく線量を超えた離職者等に対する健康診断等を実施する。	被ばく線量等に関するデータ入力等業務については、平成30年度の請負業者との契約の解除に伴い、令和元年度に平成30年度及び令和元年度の2年間分のデータ入力等業務を行うこととしたが、令和2年度は令和2年度1年間分のデータ入力等業務を行うことになるため、データ入力等業務については減額要求を行うこととした。 また、新たに、眼の水晶体の被ばく線量の低減のため、放射線業務を行う事業場に対して自主点検を実施するとともに、眼の水晶体への被ばく線量の高い業務を行う事業場に対して放射線被ばく管理に関する労働安全衛生マネジメントシステムの導入支援や被ばく線量低減設備に係る設備改修費の一部を補助することとし、増額要求している。	513,808	569,604
(21に統 合)	26-2	A	(職業病予防対策の推進 (東電福島第一原発・除染 作業者の放射線関連情報 の国際発信の強化))	東電福島第一原発作業員や除染作業員の放射線被ばく状況やその対策について、国際機関等が作成する報告書等では事実誤認や厚生労働省の見解とは相容れない記載が見られるなど、必ずしも正しく認識されていない状況であることから、作業員の放射線被ばく状況やその対策に関連する情報を英訳し、厚生労働省の英語版ホームページのほか、世界保健機関(WHO)や国際労働機関(ILO)などの国際機関への情報提供や国連機関の駐在事務所を通じた国際発信等を実施する。	成果目標を達成しているところであり、引き続き、成果目標を達成するため、同規模の予算で実施する。	16,802	15,695
	26-3	A	(職業病予防対策の推進 (東電福島第一原発の被ば く線量低減対策の強化))	被ばく線量低減に関する専門家によるチームを組織し、効果的な被ばく低減措置の検討及び好事例の収集とその周知を行うとともに、元請事業者が作成する施工計画に対する助言を行う。さらに、元請事業者の施工計画の作成者、作業現場での作業指揮者に対して、被ばく低減措置の実施に係る必要な教育を実施する。	執行実績等を踏まえ、所要額を精査の上、減額要求を行うこととした。	41,418	36,494

【A評価の事業】

(単位:千円)

令和元年度 PDCA 評価番号	30年度 PDCA 評価番号	30年度 評価	事業名	令和元年度事業概要	令和2年度概算要求への反映状況	令和元年度 予算額 (①)	令和2年度 要求額 (②)
22	統合	—	じん肺等対策事業			2,279,941	2,697,017
	27	A	(じん肺等対策事業)	不可逆性の疾病であるじん肺に対する適切な診断、治療技術の向上等を図るとともに、石綿業務等有害な業務に従事し離職した労働者等に対して健康管理手帳を交付し、特殊健康診断を実施する。 また、石綿含有建築物の解体作業に従事する労働者の石綿による健康被害を生じさせないよう、石綿障害予防規則等に基づき、当該作業にかかる適切な石綿ばく露防止対策の履行を図る。	現在検討中の石綿則における制度見直しに係る周知や研修等経費を計上するなどによる要求増。	2,279,941	2,697,017
24	統合	—	職場における化学物質管理促進のための総合対策			1,106,782	803,346
(24に統合)	29	A	(新規化学物質の有害性調査)	新規化学物質の審査及び有害性調査機関の査察等を実施し、新規化学物質による労働者の健康障害の防止を図る。	消費増税による要求増。	76,084	77,376
	30	A	(職場における化学物質管理の総合対策・化学物質管理の支援体制の整備)	職場で利用されている化学物質について、発がん性に重点を置いたリスク評価を実施するとともに、事業場における自律的な化学物質管理の推進のため、化学物質管理に関する相談窓口の設置や訪問指導の実施、GHS分類やモデル表示・モデルSDSの作成等により、職場での化学物質管理の支援体制の整備を図る。	一部事業の廃止等による要求減。	498,412	474,452
(24に統合)	57	A	(安全衛生施設整備費) 日本バイオアッセイ研究センター	化学物質による職業がん対策を進めるためには、化学物質について動物の長期吸入有害性調査を行うことが必要であり、これを我が国で唯一行っている日本バイオアッセイ研究センターの施設整備を行う。	令和元年度の執行見込も併せて精査し、耐震改修関連の要求を見直したことによる要求減。	532,286	251,518
25	統合	—	産業保健活動総合支援事業			4,871,479	5,097,303
(25に統合)	32	A	(労働衛生指導医設置経費)	頻発する労働者の職業病を未然に防止し、医学的専門知識をもとにする職業病の原因把握、健康管理等に関する専門的事項について要請に応じ、また必要に応じ事業場に対し指導を行わせるため労働衛生指導医を設置する。	成果目標を達成しているところであり、引き続き、成果目標を達成するため、同規模の予算で実施する。	2,877	2,884
	33	A	(産業保健活動総合支援事業)	労働者の健康確保のため、治療と職業生活の両立支援、ストレスチェック、健康診断やその事後措置等の労働衛生管理について、医師や産業保健スタッフ等への研修の実施、小規模事業場の事業者及び労働者に対する相談等の実施など、事業場の産業保健活動を支援する。	成果目標を達成しているところであり、引き続き施策を継続する。 なお、副業・兼業を行う労働者の健康管理に関する施策の充実等を図るため要求額を増額している。	4,868,602	5,094,419

【A評価の事業】

(単位:千円)

令和元年度 PDCA 評価番号	30年度 PDCA 評価番号	30年度 評価	事業名	令和元年度事業概要	令和2年度概算要求への反映状況	令和元年度 予算額 (①)	令和2年度 要求額 (②)
26	34	A	長時間労働の是正に向けた法規制の執行強化等の取組	<p>時間外労働及び休日労働に関する協定について、労働基準監督署における時間外及び休日労働協定届の受理に際し、同協定が限度時間に沿ったものになるよう時間外及び休日労働協定点検指導員による窓口指導を行う。</p> <p>時間外及び休日労働に関する協定(36協定)未届事業場に対し、自主点検、集団や訪問での36協定制度を始めとした労働条件に係る相談指導を実施する事業を行う。</p> <p>事業主、労務担当者を対象にした過重労働防止に係るセミナーの実施や、労働時間管理適正化についての個別訪問等を行うとともに、過重労働解消用パンフレットを作成し、周知、配布する。</p> <p>インターネット上の求人情報、書き込み等の監視により、長時間労働、過重労働、賃金不払残業等の情報を収集し、労働局等において対応すべき問題事業場の情報収集事業を行う。</p>	27「若者の『使い捨て』が疑われる企業等への対応強化」及び30「新規起業事業場対策」を統合した結果、令和2年度要求額は増額となった。	2,574,739	3,398,785
27	35	A	若者の「使い捨て」が疑われる企業等への対応強化	<p>若者の「使い捨て」が疑われる企業やいわゆる「ブラックバイト」への対応策として、以下の事業を実施。</p> <p>①「労働条件相談ほっとライン」の設置・運営事業 夜間・休日に労働基準法などに関して無料で電話相談を受け付ける、常設の「労働条件相談ほっとライン」を設置する。</p> <p>②労働条件ポータルサイト「確かめよう 労働条件」の設置・運営による労働基準法等の情報発信事業 労働基準法などの基礎知識・相談窓口をまとめた労働条件相談ポータルサイトを厚生労働省ホームページに設置し、労働者等に対する情報発信を行う。</p> <p>③大学生・高校生等を対象とした労働条件セミナー事業 大学・高校等でのセミナーを全国で開催することにより、法令等の情報発信を行う。</p> <p>④労働法教育に関する調査研究事業 これまでに本事業で作成した指導者用資料の活用にかかるセミナーを全国で開催する。</p>	26「長時間労働の是正に向けた法規制の執行強化等の取組」へ組み入れ。	660,380	0
28	37	A	メンタルヘルス対策等事業	メンタルヘルス対策を推進するため、メンタルヘルス・ポータルサイト「こころの耳」による情報提供等を実施する。	<p>成果目標を達成しているところであり、引き続き施策を継続する。</p> <p>なお、メンタルヘルス・ポータルサイトのコンテンツ充実等を図るため、増額要求している。</p>	144,802	154,178
29	38	A	治療と職業生活の両立等の支援手法の開発	「事業場における治療と仕事の両立支援のガイドライン」(平成31年3月改定)に基づく、ポータルサイト「治療と仕事の両立支援ナビ」等による治療と職業生活の両立支援の取組の普及を図る。	<p>成果目標を達成しているところであり、引き続き施策を継続する。</p> <p>なお、ガイドラインの参考資料として疾患別の「留意事項」や「企業・医療機関連携マニュアル」のさらなる充実化を図るため、増額要求している。</p>	128,673	131,321

【A評価の事業】

(単位:千円)

令和元年度 PDCA 評価番号	30年度 PDCA 評価番号	30年度 評価	事業名	令和元年度事業概要	令和2年度概算要求への反映状況	令和元年度 予算額 (①)	令和2年度 要求額 (②)
30	39	A	新規起業事業場対策	新規起業事業場等に対する適正な職場環境形成のための支援等として、新規起業事業場に対し、基本的な労務管理や安全衛生管理についてのセミナーや専門家による指導・助言等を行う新規起業事業場環境整備事業を実施する。また、新規起業事業場に対して労働関係法令を広く周知するポータルサイト「スタートアップ労働条件」を設置するとともに、WEB上で、事業場が労務管理や安全衛生管理上のポイントについての診断を受けられるサービス等を実施する。	27「長時間労働の是正に向けた法規制の執行強化等の取組」へ組み入れ。	131,587	0

【A評価の事業】

(単位:千円)

令和元年度 PDCA 評価番号	30年度 PDCA 評価番号	30年度 評価	事業名	令和元年度事業概要	令和2年度概算要求への反映状況	令和元年度 予算額 (①)	令和2年度 要求額 (②)
31	統合	—	職場におけるハラスメントへの総合的な対応等労働者健康管理啓発等経費			408,156	428,518
(31に統 合)	40	A	(働きやすい職場環境形成 事業)	セクシュアルハラスメント及び妊娠・出産、育児休業等に関するハラスメントの防止措置、パワーハラスメントの予防・解決に向けた取り組みの推進が図られるよう、下記事業を実施する。 ・ハラスメント撲滅月間の実施 ・雇用均等指導員による相談対応 ・ポータルサイト等を活用した周知・広報 ・中小企業へのセミナー開催、個別訪問による支援 ・ハラスメント被害者に対する電話・メール相談 等	労働施策総合推進法等の改正を踏まえ、パワハラに係る労働者の心のケア等に関する相談対応等を行う雇用均等指導員(パワハラ対策担当)を新たに設置すると共に、中小企業への個別訪問による支援等、中小企業への支援を拡充したことにより増額要求となった。	329,842	333,600
	58	A	(雇用均等指導員(均等担 当)の設置)			73,733	90,311
	60	A	(短時間労働者健康管理 啓発指導経費)	パートタイム・有期雇用労働者に対する健康診断等についてパートタイム・有期雇用労働者を雇用する事業主に対して啓発指導を行うことにより、パートタイム・有期雇用労働者の健康管理を推進する。		成果目標を達成しているところであり、引き続き、成果目標を達成するため、同規模の予算で実施する。	4,581
32	41	A	建設業等における労働災 害防止対策費	建設業においては、墜落・転落災害が死亡災害の約4割を占める状況が続いており、手すり先行工法等の「より安全な措置」の普及率が依然約31%に留まっていることから、引き続き安全な足場の一層の普及を図る。 東日本大震災及び熊本地震に係る復旧・復興工事については、短期間のうちに大量に行われ、多数の中小事業者が参入していることから、労働災害の発生が危惧されるため、中小事業者を重点対象として、岩手県、宮城県、福島県、熊本県に安全衛生対策の拠点を設置し、安全専門家による巡回指導等の復旧・復興工事における安全衛生確保を支援するための事業を実施する。 2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向け、首都圏で増加する建設工事における労働災害を防止するため、安全専門家による巡回指導、新規入職者や管理者等に対する安全衛生教育を実施する。 建設現場において労働者と同様な作業に従事する一人親方等の安全衛生確保のため、一人親方等の業務の特性や作業の実態を踏まえた安全衛生に関する研修会や建設現場における技術指導を通し、一人親方等に対して安全衛生に関する知識習得等を支援する。 建設現場において、近年急速に増加している外国人労働者を対象とした安全衛生教育用教材を作成し、外国人労働者が理解できる方法による安全衛生教育支援を実施する。	外国人向け安全衛生教育用教材の作成を、第三次産業労働災害防止対策支援事業に組み替えたため要求減。	530,467	466,788

【A評価の事業】

(単位:千円)

令和元年度 PDCA 評価番号	30年度 PDCA 評価番号	30年度 評価	事業名	令和元年度事業概要	令和2年度概算要求への反映状況	令和元年度 予算額 (①)	令和2年度 要求額 (②)
33	統合	—	第三次産業等労働災害防止対策支援事業			642,436	1,808,385
(33に統合)	42	A	(荷役作業における労働災害防止対策事業)	荷役作業時における労働災害防止のため、「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン」の周知・普及を図ることにより、荷主に対し安全な作業環境を提供する設備の設置を促進する。	第三次産業労働災害防止対策支援事業に組み入れたため要求減。	5,532	0
	56	A	(第三次産業労働災害防止対策支援事業)	第13次労働災害防止計画に基づき、腰痛による労働災害が多発している介護施設及び医療保健施設を対象に腰痛予防教育・対策の講習会を実施するとともに、新たに、陸上貨物運送事業を対象として講習会を実施する。 また、小売業等の第三次産業における労働災害を防止するため、経営トップ(多店舗展開企業等)を対象としたトップセミナー、事業場の安全管理を担当する安全推進者を対象とする研修のモデルテキスト等の作成、リスクアセスメントの導入促進マニュアルの作成を行う。 さらに、昨今増加している外国人労働者向けの安全衛生教育用視聴覚教材を作成し、多言語に翻訳する。	外国人安全衛生管理相談支援等事業及び高年齢労働者安全衛生確保等事業の新規要求による要求増。	636,904	1,808,385
35	44	A	機械等の災害防止対策費	危険性・有害性のある機械等について、危険性・有害性等の調査(リスクアセスメント)の促進及び労働災害の防止を図ることを目的として、機械等設置届の受理及び実施調査を行うとともに、機械等の検査検定等を行う登録機関の監査指導を行う。また、輸入機械等を中心として市場に流通している型式検定対象機械等(防爆構造電気機械器具)に買取試験を実施し、機械等の安全性を担保する。さらに、改正後の構造規格に不適合となる既存の機械等に対し、最新の構造規格に適合する機械への買替えに要する費用の一部を補助する。	既存不適合機械等更新支援補助金におけるフルハーネス型墜落制止用器具の補助数増による要求増。	505,930	818,752
36	46	A	特定分野の労働者の労働災害防止活動促進費	外国人労働者労働条件相談員、派遣労働者専門指導員を配置し、特定分野の労働者及び当該労働者を使用する事業場からの相談への対応や指導を行う。 特定分野の労働者の労働災害防止のためのパンフレット作成し、ホームページへの掲載等を行う。 介護事業場における就労環境に即した労務管理の確立、労働災害防止対策の推進を図るため、セミナー及び個別指導を行う。	令和元年6月に「外国人材の受入・共生に関する関係閣僚会議」にて決定された「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策の充実について」より、外国人労働者への対応言語を現行の9か国語から14か国語に拡大するため外国人労働者労働条件相談員の増員を要求しているが、委託事業の見直し等により令和2年度要求額全体としては減額となっている。	466,149	444,875
37	47	A	自主点検方式による特別監督指導の機能強化	労働安全衛生管理等に係る自主点検表の作成・印刷の上、事業主に配布し、これを回収することにより、事業主に自主的な改善を図らせる。	施策の整理・統合により令和元年度限りで廃止。	5,185	0

【A評価の事業】

(単位:千円)

令和元年度 PDCA 評価番号	30年度 PDCA 評価番号	30年度 評価	事業名	令和元年度事業概要	令和2年度概算要求への反映状況	令和元年度 予算額 (①)	令和2年度 要求額 (②)
38	48	A	自動車運転者の労働時間等の改善のための環境整備等	①平成30年度に策定したガイドラインを荷主・トラック運送事業者に対して周知するためのセミナーを全国で実施するとともに、②平成30年度に作成した周知用コンテンツやガイドライン等をまとめたポータルサイトを開設し、改善ハンドブックをweb上の自己診断ツールとして再整備するなど、一層の周知を図ることとする。	成果目標を達成しているところであり引き続き施策を継続することとし、ポータルサイトの継続運用や荷主に向けた周知動画の作成等を行う。令和2年度は長時間労働の実態がある自動車運転者の労働時間の改善に向け、事業の対象をトラック運転者から自動車運転者全体に拡大することとしたため、増額要求となった。	71,172	153,997
39	49	A	家内労働安全衛生管理費	家内労働者の災害防止及び職業性疾病の予防を図るため、家内労働者の安全衛生管理体制の確立を図る。	成果目標を達成しているところであり、引き続き、成果目標を達成するため、同規模の予算で実施する。	29,991	30,026
40	統合	—	女性就業支援・母性健康管理等対策費			141,107	655,907
(40に統合)	50	A	(女性労働者健康管理等対策費)	女性労働者の職場進出が進み、妊娠中または出産後も働き続ける女性が増加していることから、女性労働者の特性に見合った健康管理対策、特に母性健康管理を推進する。全国の女性関連施設等における女性就業支援事業が効果的、効率的に実施され、女性の就業促進と健康保持増進のための支援施策の全国的な充実が図られるよう、相談対応や講師派遣等、女性関連施設等を支援する事業を実施する。	成果目標を達成しているところであり、引き続き、成果目標を達成するため、同規模の予算で実施する。	44,603	44,596
	59	A	(女性就業支援全国展開事業)			48,110	50,560
	62	A	(雇用均等行政情報化推進経費)	企業における男女労働者の取扱い、育児・介護休業の状況等に係る事業場の基本情報についてデータベース管理を行うことにより、雇用均等行政の効率化及び相談・指導業務の高度化を図る。		成果目標を達成しているところであり、引き続き予算を要求している。 なお、労働施策総合推進法の改正により、事業主に対してパワーハラスメント防止のための雇用管理上の措置が義務付けられることに伴い、雇用均等行政情報システムについて、パワーハラに係る企業への行政指導等に係る情報管理を行う機能を追加することと併せて、総合労働相談コーナーにおける労働相談、助言・指導、あっせんの処理に係る情報管理を行う機能の追加を含む新システムの構築に係る設計・開発のため、増額要求を行った。	48,394
—	52	A	労働基準行政関係相談業務に係るコールセンターの設置・運営事業	コールセンターを設置し、電話相談件数や適用事業場数が多いなど業務繁忙になっている労働基準監督署等に入電した電話について、コールセンターで一元的に対応する。	令和元年度～令和5年度は、5年国債により実施しているため、5年国債最終年度以降において、これまでの実績を精査し、所要の予算要求を行う。	729,398	1,135,342
42	53	A	労働安全衛生融資資金利子補給費等経費	資金的な問題で労働災害の防止措置を十分に果たせない中小企業に職場改善機器等の導入資金として、長期かつ低利で融資を行っていた事業(平成13年度以降、新規の融資は廃止)であり、現在は、残存する債権の管理・回収業務、借入の償還業務を行う。	成果目標を達成しているところであり、引き続き必要額を確保した上、施策を継続する。 なお、残存予定の不良債権の貸付財源について、独立行政法人労働者健康安全機構へ交付し、民間金融機関への返済充てるための経費を増額要求している。	24,264	100,578

【A評価の事業】

(単位:千円)

令和元年度 PDCA 評価番号	30年度 PDCA 評価番号	30年度 評価	事業名	令和元年度事業概要	令和2年度概算要求への反映状況	令和元年度 予算額 (①)	令和2年度 要求額 (②)
43	54	A	労働災害防止対策費補助金経費	労働環境の急激な変化により多発し、重大化傾向もある労働災害を防止するためには、事業主による自主的な労働災害防止活動が不可欠である。法律に基づき設立された各種労働災害防止協会が実施する事業主等の労働災害防止活動の促進等の事業について補助を行う。	成果目標を達成しているところであり、第13次労働災害防止計画の着実な実行のため、同規模の予算を要求している。	1,926,755	1,932,042
45	61	A	就労条件総合調査費	主要産業における企業の労働時間制度、賃金制度等について総合的に調査し、我が国の民間企業における就労条件の現状を明らかにする。	当該調査については、令和2年度に3箇年(令和2~4年度)の調査業務委託の調達を実施する予定であるが、有効回答率を向上させるため、委託事業者において十分な業務実行体制が確保されるよう予算積算の見直しを行い、増額要求となった。	19,228	28,150
46	63	A	未払賃金立替払事務実施費	企業倒産により退職を余儀なくされた労働者に未払賃金の一部を政府が立替払する未払賃金立替払事業に必要な原資の補助及び行政経費である。	令和2年度要求額については、立替払の支給者数及び支給金額が2年連続で増加していることを受け、立替払事業費補助金を増加させたこと等により増額要求となった。	7,019,023	7,921,328
48	64-2	A	テレワーク普及促進等対策	2020年には、テレワーク導入企業を平成24年度比で3倍、テレワーク制度等に基づく雇用型テレワーカーの割合を平成28年度比で倍増等の政府目標に向け、適正な労務管理下でのテレワークの普及・促進に取り組む。	成果目標を達成しているところであり、引き続き、成果目標を達成するため、要求を行っている。なお、サテライトオフィスモデル事業の終了に伴い、減額要求となっている。	359,871	207,969
49	64-3	A	医療従事者の確保・定着に向けた勤務環境改善のための取組	厳しい勤務環境に置かれている医療従事者全体の勤務環境の改善に向けた取組を推進する。	医師を初めとする医療従事者の長時間労働是正などに向け、新たにプッシュ型(伴走型)の支援を設けるなど、相談体制の強化を図ること等により、都道府県医療勤務環境改善支援センターがより効率的・効果的な支援を行うため、必要な要求を行った。なお、医療勤務環境マネジメントシステムの周知の強化のため、令和2年度は増額要求を行っている。	603,869	672,650
50	65	A	中小企業退職金共済事業経費	中小企業における退職金制度確立に向けて中小企業退職金共済制度への新規加入を促進するため、独立行政法人勤労者退職金共済機構に対して、事業主に対する掛金負担軽減措置に要する費用の補助を行うとともに、中小企業退職金共済事業に必要な経費の補助を行う。	執行実績等を踏まえ、所要額を精査の上、減額要求を行うこととした	2,298,337	2,094,129
—	66	A	勤労者財産形成促進事業に必要な経費	平成30年度限りの事業	—	0	—
51	統合	—	独立行政法人労働政策研究・研修機構運営費・施設整備費			243,693	133,727
(51に統合)	67	A	(独立行政法人労働政策研究・研修機構運営費)	独立行政法人労働政策研究・研修機構において、労働に関する事務に従事する者に対する研修を行うために必要な経費である。	運営費交付金算定ルールに基づく効率化を行いつつ、引き続き、同規模の予算で実施する。	106,660	106,502
	68	A	(独立行政法人労働政策研究・研修機構施設整備費)	独立行政法人労働政策研究・研修機構が施行する施設整備のための経費である。	中期計画等に基づき、必要最小限の施設整備に限定して実施する。	137,033	27,225

【A評価の事業】

(単位:千円)

令和元年度 PDCA 評価番号	30年度 PDCA 評価番号	30年度 評価	事業名	令和元年度事業概要	令和2年度概算要求への反映状況	令和元年度 予算額 (①)	令和2年度 要求額 (②)
52	69	A	個別労働紛争対策費	<p>個別労働関係紛争の解決・促進を図るため、以下の事業を実施する。</p> <p>①総合労働相談窓口の運営 ②個別労働関係紛争の自主的解決の援助 ③都道府県労働局長による紛争解決の援助 ④いじめ・嫌がらせ等困難事案に係る相談体制の充実</p>	<p>成果目標を達成しているところであり、引き続き、成果目標を達成するため必要な額を要求した。</p> <p>なお、総合労働相談員に係る経費について、近年の複雑・困難化する事案に適切に対応するとともに、令和2年度から、同一労働同一賃金等を内容とする改正パート有期法及びパワハラ防止措置義務化を内容とする労働施策総合推進法等が順次施行されるため、質の向上を含めた体制整備等に係る増額要求を行っている。</p>	1,476,475	1,620,628
53	70	A	雇用労働相談センター設置・運営経費	<p>国家戦略特別区域に雇用労働相談センターを設置し、新規開業直後の企業、グローバル企業等に対する相談等の援助を的確に実施することにより、労使間の紛争が生じることなく事業展開することを容易にするとともに、過重労働による健康障害防止や長時間労働の抑制、労働災害発生防止、雇用の安定等を図る。</p>	<p>執行実績等を踏まえ、所要額を精査の上、減額要求を行うこととした。</p>	398,277	387,962